

知事指示事項

- 4月3日、米国がすべての国に対し相互関税を課すことを表明し、我が国においては、5日から10%の一律関税が課せられ、9日からは24%の相互関税が発動していた。しかし、10日未明、90日間の停止が急遽発表され、10%の一律関税が課せられている状況となっている
 - 一方、自動車には3日から25%の追加関税が課されている
 - 三重県は全国と比べ、製造業、特に自動車関連産業が盛んなことから、多くの中小企業・小規模企業等に影響が出ることが懸念される加えて、県産品や農畜産物の輸出にも支障が生じる恐れがある
 - 4月4日、米国の関税措置により影響を受ける県内中小企業・小規模企業及び県内農業者の経営安定等に関する相談に対応するため、県庁内に相談窓口を速やかに設置するとともに、事業者の聴き取りに着手し、影響の把握に努めている
 - 相互関税や自動車等への追加関税を起因とした県内経済へ与える影響は、短期的なものだけでなく、中長期にわたる可能性が高く、計り知れないものがある
- 県内経済への影響に的確に対応していくため、以下の2点について指示する。
- 1 引き続き、それぞれの部局で所管する事業者や団体、関係者等への丁寧な聴き取りを行い、影響を把握すること。
今後もこの会議を定期的に開催し、情報を共有すること。
 - 2 国の動向に注視するとともに、聴き取った影響をふまえ、国への要望や県として対応が可能な対策について検討をすすめること。